

堺市 特別管理産業廃棄物中間処理業者名簿

令和7年10月1日現在

凡例:●:取り扱う産業廃棄物 ▲:取り扱う産業廃棄物(一部条件あり)

区	番号	許可番号	名称 代表者名	許可期限	本社の住所 (電話番号)	施設の所在地 (電話番号)	中間処理の方法	燃え 殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃 アル カリ	鉍 さ い	ば い じ ん	産 感 染 性 廃 棄 物	条件	優良 認定
西 区	1	06770005049	新興化学工業(株) ＜代＞泉谷 英史	R10.6.30	大阪府大阪市中央区南船場二丁目1番3号	大阪府堺市西区築港新町3丁27番地13 072-245-0751	混合(金属回収原料への資源化)		▲					▲		①▲はいずれも金属回収できるものに限る※	
							粗碎(金属回収原料への資源化)	▲	▲							②▲はいずれも金属回収できるものに限る※	
							抽出(金属回収原料への資源化)		▲		▲			▲		③▲はいずれも金属回収できるものに限る※	
							調合(金属回収原料への資源化)					▲				④廃酸は金属回収できるものに限る※ ※①～④で取り扱う特別管理産業廃棄物である燃え殻、汚泥、ばいじんは、砒素、鉛、カドミウム、セレン又はこれらの化合物を含むことのみにより有害なものに限る。また、廃酸は水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。	
							不溶化(フェライト化)		▲							⑤汚泥は廃触媒であるものに限る※ ※砒素又はこの化合物を含むことのみにより有害なものに限る。	
西 区	2	06770004658	(株)ダイカン ＜代＞吉村 太郎	R10.7.28	大阪府大阪市鶴見区焼野3丁目2番79号	大阪府堺市西区築港新町3丁31 他 072-245-1851	焼却					▲	▲			廃酸は水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害物質であるものを除く。 廃アルカリは水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害物質であるものを除く。	○
西 区	3	06770111723	DINS関西(株) ＜代＞下地 正勝	R12.7.21	大阪府堺市西区築港新町1丁5番38 072-243-6335	大阪府堺市西区築港新町1丁5番38 他 072-243-6335	焼却		▲	▲	▲	▲			●	汚泥はトリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン及びベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。 廃油は揮発油類、灯油類、軽油類並びに廃溶剤でトリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン及びベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。 廃酸は水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びにトリクロエチレン又はテトラクロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン及びベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。 廃アルカリは水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びにトリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン及びベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。	○